

ようこそ にいみ へ

～新見生活応援ガイド～

自然あふれる新見市へようこそ！
心から歓迎します。

ピオーネから生まれた千屋牛の子どもです。
頭の葉っぱはピオーネの葉っぱ。
体はピオーネのようにおいしそうな紫色。
背中にはアテツマンサクが咲き乱れ、お腹には
桃の形をしたふわふわな毛があります。



新見市マスコットキャラクター
「にーみん」

このガイドでは、本市にお住まいの方の「暮らし」「仕事」「子育て」を応援する主な制度を紹介しています。

掲載している内容は令和8年4月現在のものです。今後、変更になる場合もありますので、申請等の詳細については担当課にお問い合わせください。

1 暮らし . . . P. 3



2 仕事 . . . P. 7



3 子育て . . . P. 11



「新見まちナビ」をご利用ください！

平成30年からご利用いただいている新見市公式ポータル「新見まちナビ」が、告知放送のお知らせ内容の掲載や新見市電子申請サービスなどの新機能を追加し、新見市公式スマホアプリとして生まれ変わりました！

より便利に、使いやすくなっていますので、皆様ぜひご利用ください。

無料



告知放送などのお知らせが確認できます！

告知放送でお知らせしている情報が、文字と音声で確認できます。

また、「市報にいま」、「ごみ収集カレンダー」などもアプリ内で閲覧できます。



防災情報が確認できます！

警報等発令時の情報やハザードマップ、避難所の情報が確認できます。

現在地から最寄りの避難所までのルート検索機能もあります。



公民館などの利用申請がスマホでできます！

新見市電子申請サービスを利用して、公民館など各種施設の利用許可申請、水道の開始・休止手続きなど、約100種類の手続きがスマホやタブレットからでも可能になります。

▶アプリをダウンロードするには

GooglePlayやAppStoreで「ライブビジョン」とキーワード検索し、ダウンロードしてください。右の二次元バーコードを読み取ると便利です。

※ダウンロードは無料です。本アプリのダウンロードおよびご利用には別途通信料がかかり、利用者様のご負担となります。環境や機器によって、一部または全部の機能がご利用いただけない場合がございます。

登録方法はとても簡単！
詳しくは裏面をご確認ください。



ステップ 1

右の二次元バーコードを読み取るか、Google PlayやApp Storeで「ライフビジョン」と検索してください。



ステップ 2

- ①インストールボタンをタップし、インストールしてください。
- ②インストール完了後、スマートフォンのホーム画面に



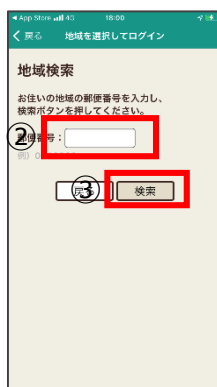
← このアイコンが表示されます。

- ③ホーム画面に表示されているアイコンをタップします。

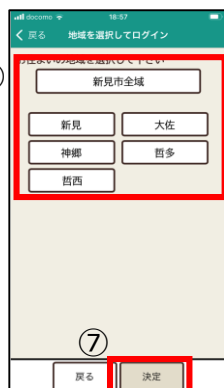


ステップ 3

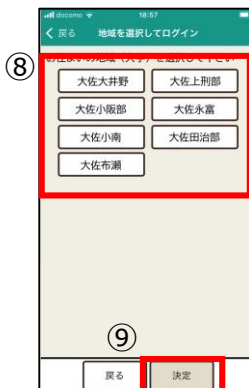
- ①「地域を選択してログイン」をタップ
- ②お住まいの郵便番号 7 桁を入力して③「検索」をタップ
- ④「岡山県新見市」が表示されたら⑤「次へ」をタップ



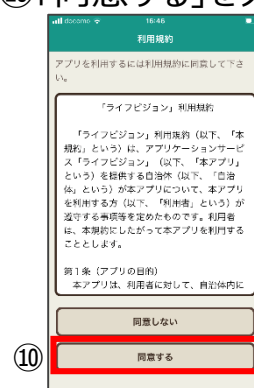
- ⑥情報を受信したい地域名を選択し、⑦「決定」をタップ



- ⑧情報を受信したい地域（大字）を選択し、⑨「決定」をタップ



- 利用規約を確認し⑩「同意する」をタップ



以上で設定は完了です。アプリの最初の画面が表示されます。
メニュー＞設定＞アプリアイコン変更よりアイコンが自治体専用  に変更できます。

■新見市オリジナル I C O C A (産業振興課 ☎ 0867-72-6137)

J R 西日本が発行する I C カード「I C O C A」の「I C O C A 電子マネー」と、市内の加盟店で利用できる「にーみんポイント」の機能を併せ持った「新見市オリジナル I C O C A」を、新たに市民となった方へ発行しています。新見市オリジナル I C O C A は、さまざまな施策で活用されています。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

■告知放送機器 (CATV・インターネット・IP 電話) の利用
(情報政策課 ☎ 0867-72-3154)

(ソフトバンク光シティサポートセンター ☎ 0120-964-761)

市全域に整備した光ファイバ通信網を活用し、市からのお知らせや緊急時の放送が流れる告知放送機器を利用することができます。また、各サービス提供事業者と別途契約することでケーブルテレビ、インターネット及び IP 電話もご利用いただけます。

告知放送機器等のご利用については、情報政策課にご相談ください。

■ごみの分別、ごみステーションの利用 (生活環境課 ☎ 0867-72-6124)

ごみ出しについては、転入時に配布する地域ごとの「ごみ収集日程表」により行い、分別は「ごみ収集日程表」の裏面を参考にしてください。

ごみステーションの利用については、お住まいになる地域の方にご相談ください。

■救急安心センター【#7119】 (健康医療課 ☎ 0867-72-6130)

急な病気やけがで救急車の要請や医療機関受診の可否など迷ったときに、看護師などの専門家に電話で相談できます。

【電話番号】

#7119 ※つながらない場合は086-222-7119

■新見市結婚新生活支援事業

(政策推進課 ☎ 0867-72-6208)

結婚に伴うスタートアップに係るコストを支援することで新婚世帯の負担を軽減し、本市内での安心した新生活を応援します。

令和8年1月1日以降に入籍された、夫婦ともに39歳以下の新婚世帯が対象で、住宅取得費用や賃借費用、引越費用、リフォーム費用、家電製品、家具購入費用の一部を補助します（所得要件あり）。

【補助限度額】

- ・夫婦ともに29歳以下…80万円
 - ・上記以外の39歳以下…40万円
- その他条件など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

■新見産材のぬくもりを活かした家づくり支援事業

(林業振興課 ☎ 0867-72-6134)

新見産材を利用して、市内に住宅を新築または増改築する場合に、費用の一部を補助します。

【対象者】

以下の要件を全て満たすこと

- ①市内に自ら居住するために新築・増改築する戸建て木造専用住宅であること
- ②対象となる住宅の要件は、新築は延べ床70㎡以上又は新見産材の使用量が5立米以上、増改築は主要構造部及び内外装等に新見産材を使用する場合とする。
- ③新築については主要構造材のうち、新見産材を70%以上使用し、うち70%以上が乾燥材であること
- ④市内の建築業者（個人を含む。）が建築する住宅であること

【補助内容】

- ・新築 1戸あたり70万円
- ・増改築 1㎡あたり3万5千円（上限30万円）

■個人用脱炭素化促進事業補助金

(生活環境課 ☎ 0867-72-6124)

二酸化炭素排出抑制効果の高い設備を導入する者に対して、導入費用の一部を補助します。

【対 象 者】

対象設備を設置・購入した人

【補助内容】

①太陽光発電システム

市内 2万5千円／kW 上限10万円

市外 2万円／kW 上限8万円

②住宅用蓄電池設備・V2H充放電設備

市内 設置費の1／10 上限15万円

市外 設置費の1／10 上限10万円

③電気自動車

購入費の1／10

【上限額一覧】		電気自動車	プラグインハイブリッド車
普通自動車	市内で購入（設置）	30万円	25万円
	市外で購入（設置）	20万円	15万円
軽自動車	市内で購入（設置）	25万円	20万円
	市外で購入（設置）	15万円	10万円

④電気自動車用充電器

購入費の1／5 上限5万円

⑤生ごみ処理機

購入費の1／2 上限3万円

⑥ZEH住宅

住宅一棟あたり定額20万円

※上記①から③の補助については、設置・購入先が市内又は市外で補助上限が異なります。

■ I J Uターン就職相談窓口

(産業振興課 ☎ 0867-72-6137)

市内への就職をお考えの方や、将来働き先があれば新見市に戻りたいと考えている方などを対象に、就職相談に応じる相談窓口を設置しています。

■ 市内就職奨励ポイント

(産業振興課 ☎ 0867-72-6137)

市内事業所に就職した新規学卒者及び I J Uターン者へ就職奨励ポイントを付与します。

【対 象 者】**①新規学卒者（中退含む）**

以下の要件を全て満たす人

- ・卒業（中退）後、6 カ月以内に正規職員として就職した人
- ・市内事業所に5年間勤務する意思を示した人

② I J Uターン者

以下の要件を全て満たす人

- ・転入前、市外に1年以上居住していた人
- ・転入後、1年以内に正規職員として就職した人
- ・市内事業所に5年間勤務する意思を示した人

※①、②ともに公務員は除く

【交 付 額】

最大30万ポイント

（就職して1年経過ごとに10万ポイント、最長3年間）

※市内高等学校・特別支援学校及び新見公立大学の新規学卒者には、追加で10万ポイントを就職した年に交付します。

※ポイントの受取には「新見市オリジナル I C O C A」が必要です。

■移住定住奨励ポイント

(移住定住推進課 ☎ 0867-72-6114)

市内または通勤可能な市外事業所に就職した新規学卒者及び I J U ターン者へ移住定住奨励ポイントを交付します。

【対 象 者】

①新規学卒者（中退含む）

以下の要件を全て満たす人

- ・卒業（中退）後、6 カ月以内に正規職員として就職した人
- ・雇用開始から 5 年以上定住する意思を示した人

② I J U ターン者

以下の要件を全て満たす人

- ・転入前、市外に 1 年以上居住していた人
- ・転入後、1 年以内に正規職員として就職した人
- ・雇用開始から 5 年以上定住する意思を示した人

【交 付 額】

① 10 万ポイント

② 20 万ポイント

※ポイントの受取には「新見市オリジナル I C O C A」が必要です。

■看護師定着奨励金、介護職員定着奨励金、福祉職員定着奨励金

市内の医療機関又は介護事業所、福祉事業所に、看護師や介護職員、福祉職員として就職した人は、各種定着奨励金の対象になる可能性があります。資格要件などがありますので、詳しくは各担当課へお問合せください。

※「市内就職奨励ポイント」及び「移住定住奨励ポイント」も合わせて対象となる場合があります。

【交 付 額】

就職して 1 年経過ごとに最大 10 万円（最長 5 年間で最大 50 万円）

※資格の有無によって交付額が異なります。

【問い合わせ先】

- | | | |
|------------|---------|-----------------|
| ○看護師定着奨励金 | （健康医療課 | ☎ 0867-72-6130） |
| ○介護職員定着奨励金 | （高齢者支援課 | ☎ 0867-72-3148） |
| ○福祉職員定着奨励金 | （福祉課 | ☎ 0867-72-6126） |

■移住支援金（東京圏版）

（移住定住推進課 ☎ 0867-72-6114）

東京圏から新見市に移住し、かつ、岡山県が行う就労のマッチングサイトに移住支援金の対象として掲載された求人に就業した人、テレワークにより移住した人、国・県の専門人材に関する事業による就業した人、起業支援金の交付決定を受けた人に、移住支援金を交付します。

移住元や移住先の事項に加え、就業・起業に関する事項など細かな要件が定められているため、担当課へご相談ください。

■新規就農支援制度

（農業畜産振興課 ☎ 0867-72-6133）

新規就農を目指す人に、農業研修から就農までのあらゆる面でサポートしています。

【内 容】

①短期農業研修

日帰りから1週間程度まで、ピオーネ・トマト・りんどうの栽培体験ができます。

②農業体験研修

岡山県の制度に沿った1ヶ月間の農業体験研修です（55歳未満に限る）。

③農業実務研修

岡山県の制度に沿った2年間以内の研修であり、年間150万円の研修費の支給があります（55歳未満に限る）。

④地域定着手当

ピオーネの生産を目指し、農業実務研修を終えた人に、3年目の研修費として年間90万円の支給があります（50歳以上55歳未満に限る）。

⑤住宅購入費用の補助

住宅を購入した場合、補助金を支給します。

⑥借家賃借料の補助

農業実務研修または就農開始から1年間について、民間の借家賃借料を補助します。

⑦借家リフォーム費の補助

民間の借家に入居する場合、生活するために必要となる修繕費用を補助します。

⑧就業奨励金の支給

就農開始後、将来にわたり農業経営を継続していくと認められた場合、就業奨励金を支給します（39歳以下に限る）。

⑨施設・設備の補助

農業経営に必要となる果樹棚やビニルハウス等を導入する経費を補助します（農協部会に所属する必要あり）。

■親元就農助成金制度

（農業畜産振興課 ☎ 0867-72-6133）

親元で就農予定の新規就農者を対象に、国、県、市が実施する栽培技術や経営研修などへの参加費や交通費を助成しています。

【対象者】

以下の要件を全て満たす人

- ①市内に住所を有する者または市内に居住し専業農家として定住しようとする者
- ②新見地方新農業経営者クラブまたは市内生産団体に加入あるいは加入見込がある者
- ③他の補助金等の交付を受けていない者

【対象経費】

- ①研修における参加費（教材費を含む。ただし、食費及び宿泊費を除く。）
- ②市外の研修に参加する場合の往復交通費（ただし、居住地から研修先までの公共交通機関の普通運賃のみとし、自家用車の場合は公共交通機関相当額とする。）

【補助内容】

対象経費の 1 / 2 以内

■創業・事業承継支援事業補助金

（産業振興課 ☎ 0867-72-6137）

創業・事業承継を目指す人に、事業開始時に必要となる費用の一部を補助します。細かな要件等は担当課へお問い合わせください。

【補助内容】

補助対象経費 × 2 / 3 上限 1 0 0 万円

■ 子育て支援に関すること（市ＨＰ）



■ にいみ子育てガイドブック



さまざまな子育て支援をまとめた冊子です。

■ 妊娠・出産応援パッケージ事業（健康医療課 ☎ 0867-72-6129）

① にいみママ・サポート 119 事業

出産の兆候や急な体調の変化による緊急搬送の必要がある場合、出産の際に妊婦を救急車で産科医療機関に搬送する事業です。

※利用には事前に届出が必要です（届出先：健康医療課）。

② 妊娠・出産応援給付金支給事業

妊娠後期以降の健診にかかる交通費を助成します。

【対象者】 申請時、市内に住所を有し、妊娠期間中に転出する見込みのない人

【支給額】 妊婦 1 人あたり一律 5 万円

※妊娠中に申請をしてください。

③ 妊婦宿泊助成金支給事業 ※申請前にご相談ください。

出産準備のため分娩取扱施設の近隣の宿泊施設で待機するための宿泊費を助成します。

【対象者】 次の全てに該当する人

- ・ 出産時及び申請時に市内に住所を有する人
- ・ 住所地から分娩取扱施設まで概ね 60 分以上の移動時間を有する人

【対象経費】 出産のために分娩取扱施設の近くで待機する場合のホテル、旅館等の宿泊費（食事代は除く）

※妊婦本人の宿泊分に限り対象とします。

【助成額】 1泊につき宿泊費実費（食事代は除く）から自己負担2千円を控除した額（上限8,000円）

※出産までの前泊分として14泊を限度とします。

※出産した日から4か月以内に申請してください。

■子育て支援金（出生祝金）（子育て支援課 ☎ 0867-72-6115）

出産時に、市内に住所のある保護者が引き続き1年以上市民である場合に支給します。

【内 容】

子ども1人につき10万円分（現金5万円＋に一みんポイント5万円分）

さらに、第2子から第5子以降の多子世帯には以下の表の通り金額を加算して支給します。

第2子	現金	5万円	＋	に一みんポイント5万円分	合計10万円
第3子	現金	10万円	＋	に一みんポイント10万円分	合計20万円
第4子	現金	15万円	＋	に一みんポイント15万円分	合計30万円
第5子以降	現金	20万円	＋	に一みんポイント20万円分	合計40万円

■子育て支援医療費（子育て支援課 ☎ 0867-72-6115）

満18歳に達した日以降の最初の3月31日までの子どもの医療費の自己負担額を補助します（ただし、社会保険被保険者本人は除く）。

【内 容】

①県内の医療機関

「マイナ保険証」と「子育て支援医療費受給資格者証」を提示すれば無料となります。

②県外の医療機関

医療機関で自己負担額を支払い、新見市へ申請して払い戻しを受けることができます。（領収書、通帳など振込口座が確認できるものが必要）

■ 保育料などの減免制度

(子育て支援課 ☎ 0867-72-6115)

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、保育料などを減免します。

【内 容】

① 0歳～2歳児クラスに在籍する子ども

- ・ 第2子保育料半額免除
- ・ 第3子以降保育料全額免除
- ・ 市民税非課税世帯は保育料無償

② 満3歳～5歳児クラスに在籍する子ども

- ・ 保育料無償

※給食費無償（公立園のみ）

※市内の保育所、認定こども園などの利用により適用

※第2子、第3子の減免は、きょうだいの年齢や就学状況などの要件なし

※その他、条件により、他の減免制度などもあり

■ 病児・病後児保育

(子育て支援課 ☎ 0867-72-6115)

子どもが病気の療養中やその回復期のため、保育所や学校での集団生活ができない場合に、利用できる保育室が3か所あります。

(利用前に、医療機関での診察が必要です。)

【対 象 者】

市内に住所を有する満1歳～小学6年生

【利用料金】

1日2,500円

【施 設】

名 称	定員	所在地	電話番号	保育時間
たんぽぽ 病児・病後児保育室	4人	新見 109-9	080-8240-8102	月～金 8:00～17:30
にこにこ 病児・病後児保育室	4人	唐松 3015-1	0867-76-2121	月～金 8:30～17:00
さくらんぼ保育園 病児・病後児保育室	4人	高尾 2322-1	0867-72-4533	月～金 8:00～17:30

■子育て広場

(子育て支援課 ☎ 0867-72-6115)

子育て中の親子が交流できる「子育て広場」を市内5箇所を設置しています。

【対象者】

0歳から小学校就学前の子どもとその保護者

【利用料】

無料（ただし、行事の際に材料代などをいただくことがあります。）

※各子育て広場の場所・開設日・開設時間などは「にいみ子育てガイドブック」でご確認ください。

■にいみファミリー・サポート・センター

(新見公立大学にいみ子育てカレッジ内) ☎ 0867-72-0634 (代表)

☎ 0867-72-8359 (内線 4152)

保護者の急用や病気、残業や休日出勤などの時に、育児の援助を受けたい人（依頼会員）と育児の援助を行う保育サポーター（提供会員）が有償で助け合う会員組織です。

【依頼会員】

市内に住所があり、生後6か月から小学生までの子どもを養育している人

【提供会員】（保育サポーター）

市内に住所があり、心身ともに健康でセンターが実施する講習を修了した人

【利用料金】

活動日	活動時間帯（預ける時間）	利用料金基準額 （1時間当たり）
平日（月～金曜日）	基本時間（7:00～19:00）	700円
	基本時間外（上記時間以外）	800円
土曜日・日曜日・祝日	終日	800円

【利用助成】

依頼会員の子ども1人につき1時間あたり500円を助成します。

ただし、依頼会員の子ども1人につき1月あたり40時間までです。

※40時間を超えても利用可能ですが、超過時間分の助成金は支給されません。

「新見市移住交流支援センター」をご利用ください！

本市への移住・定住を希望する人に対する各種支援や情報発信、交流や地域振興活動等を行うための拠点施設として、新見市移住交流支援センターを設置しています。本市内に移住してきた人や地域の人たちとのつながり作りも行っていますので、気軽にお問い合わせください。

■新見市移住交流支援センター 新見駅前オフィス

- 住 所：新見市西方4161-27
- 電 話：0867-88-0219
- H P：<https://nimmi.jp>
- 開館時間：9時～17時
- 休館日：毎週水曜日・年末年始

